

米軍再編特措法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年九月十四日

参議院議長江田五月殿

糸數慶子

米軍再編特措法に関する質問主意書

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（いわゆる「米軍再編特措法」）及び同法施行令の規定に基づく施行規則（以下「防衛省令」という。）は、再編関連特定周辺市町村の範囲と再編交付金の算定方式等を定めているが、再編交付金の算定方式において点数制を採用し、再編計画に協力的な自治体と、非協力的な自治体を選別した上、協力の度合によつて再編交付金の額を決めるという、いわば「出来高払い」となつてゐる。これらの点を踏まえ、以下質問する。

一 防衛省令は、再編交付金の算定方式において点数制を採用し、米軍再編への協力を促すものであり、従来のSACO（沖縄に関する特別行動委員会）交付金とは明らかな違いを見せてゐる。再編交付金の算定方式について、点数制を採用した理由を明らかにされたい。

二 防衛省令の定める再編関連特定周辺市町村の範囲のうち、沖縄県内の自治体はいくつ含まれるのか。その自治体名を明らかにされたい。

三 前記二に該当する各自治体について、再編交付金の額と直近のSACO交付金の額を示されたい。

四 現在、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書の公告・縦覧が行われてゐる名護市辺

野古の代替施設建設予定地は、現段階で前記二に該当する自治体の範囲に含まれていてか明らかにされたい。また、含まれていてるのであれば、再編交付金の額、再編交付金の基準となる各点数項目の内容、点数を示されたい。

五 現在、ヘリパット（ヘリコプター離着陸帯）の建設が進められている国頭郡東村高江は、現段階で前記二に該当する自治体の範囲に含まれていてのか明らかにされたい。また、含まれていてのであれば、再編交付金の額、再編交付金の基準となる各点数項目の内容、点数を示されたい。

六 現在、米軍施設のキャンプ・ハンセン内で行われている米軍と自衛隊の実弾射撃訓練及び実射訓練施設の拡充計画は、金武町にとつて点数や再編交付金の増減に影響はあるのか明らかにされたい。また、再編交付金の額、再編交付金の基準となる各点数項目の内容、点数を示されたい。

七 嘉手納基地に配備されたPAC3は、沖縄市、嘉手納町、北谷町にとつて点数や再編交付金の増減に影響はあるのか明らかにされたい。また、再編交付金の額、再編交付金の基準となる各点数項目の内容、点数を示されたい。

八 防衛省令は、再編交付金の算定において米軍及び自衛隊の施設の施設整備点数、部隊点数、整備等点

数、装備点数、訓練点数等、詳細に点数項目を挙げている。これらの点数項目の数値は、当該自治体に対し、具体的な部隊や装備の内容を明らかにした上で示すのか、それとも数値だけを示すのか明らかにされたい。また、数値だけを示すのであれば、当該自治体にどの様な説明を行うのか、明らかにされたい。

右質問する。

